

蒲郡市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において蒲郡市民間木造住宅耐震改修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義については、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、持家及び貸家を問わず、在来軸組構法又は伝統構法の戸建、長屋、併用住宅若しくは共同住宅であること。

イ 店舗等の用途に使用している部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満であること。

ウ 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものでないこと。

エ 階数が2以下であること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市が実施する無料耐震診断（以下「市診断」という。）

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断（以下「法人診断」という。）

(3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づく一般診断法による判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法（以下「精密診断法」という。）による評点

(4) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、旧基準木造住宅に対し実施する補強工事等（別表第1に定めるものに限る。）を含む改修工事をいう。

(5) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事を次に掲げる工事に分けて行う工事をい

う。

ア 一段目耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、一定の耐震性確保のために段階的に実施する 1 回目の耐震改修工事をいう。

イ 二段目耐震改修工事 一段目耐震改修工事により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、全体的な耐震性確保のために段階的に実施する 2 回目の耐震改修工事をいう。

- (6) 代理受領 蒲郡市建築住宅課の所管する補助金代理受領に関する事務取扱要綱（令和 3 年 4 月 1 日施行。以下「代理受領要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けようとする者（以下「代理受領申請者」という。）と補助金に関する事業に係る工事及び委託に係る契約を締結した者（以下「事業者」という。）が、申請者の委任を受け当該補助金の交付の請求及び受領をすることをいう。

（補助事業）

第 3 条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める工事とする。

- (1) 耐震改修工事事業 市診断において判定値が 1. 0 未満又は法人診断において得点が 8 0 点未満と診断された旧基準木造住宅について、その判定値を 1. 0 以上とする補強計画（耐震改修工事に着手する前の判定値に 0. 3 以上加算するものに限る。次号において「補強計画」という。）に基づく耐震改修工事（段階的耐震改修工事を除く。）

- (2) 一段目耐震改修工事事業 次のいずれかに該当する一段目耐震改修工事とする。

ア 市診断において判定値が 0. 7 未満又は法人診断において得点が 6 0 点以下と診断された旧基準木造住宅について、補強計画に基づき、その一部を工事することにより、判定値を 0. 7 以上 1. 0 未満とする一段目耐震改修工事

イ 市診断において判定値が 1. 0 未満又は法人診断において得点が 8 0 点未満と診断された旧基準木造住宅について、補強計画に基づき、その一部を工事することにより、1 階の判定値を 1. 0 以上とする一段目耐震改修工事

- (3) 二段目耐震改修工事事業 一段目耐震改修工事事業により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、その判定値を 1. 0 以上とする二段目耐震改修工事

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 旧基準木造住宅を所有する者若しくはその者と同等の権利を有すると市長が認める者（以下「所有者」という。）又は現に旧基準木造住宅に居住する者で、当該住宅の所有者の同意を得られるもの
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(補助金の額)

第5条 1戸当たり（長屋建て、共同建ての場合は1棟当たり）の補助金の額は、別表第2による。

(交付の申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 昭和56年5月31日以前着工の住宅であることを確認できる書面
- (2) 耐震補強工事計画書
 - ア 案内図
 - イ 平面図
 - ウ 補強計画図その他補強方法を示す図書
 - エ 耐震補強後の建物についての建築士の氏名が記名された耐震診断結果
- (3) 別表第1の工事区分ごとに、及びその他工事を分けた耐震補強工事費見積書の写し
- (4) 申請者が申請に係る旧基準木造住宅の所有者でないときは、当該所有者の同意書（第2号様式）
- (5) 申請者の市税の未納のない証明書
- (6) 木造住宅耐震診断の結果の写し

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに民間木造住宅耐震改修費補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認申請書（第4号様式）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事施工箇所及び施工方法の変更
- (2) 補助金の額の変更

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合において、その内容を審査の上、適当と認めたときは、民間木造住宅耐震改修費補助金変更承認通知書（第5号様式）により補助決定者に通知するものとする。

3 補助決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに民間木造住宅耐震改修工事遅滞等報告書（第6号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（第7号様式）により補助決定者に指示するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第8条 補助決定者は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、民間木造住宅耐震改修工事中止（廃止）届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(中間検査)

第9条 補助決定者は、補助事業において、別表第1に掲げる耐震補強工事のうち、木造躯体工事、基礎工事等の耐震性能を向上させるための主要な工事の施工状況が、目視にて確認できる工程に達したときは、市長に口頭等の方法により報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、補助事業の中間検査を行うものとする。

(完了実績報告)

第10条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書（第9号様式。以下「報告書」という。）に、次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 施工業者が発行した工事費請求書又は領収書の写し
- (3) 設計者が発行した設計費請求書又は領収書の写し

(4) 耐震改修工事を行った施工箇所ごとに施工前、施工途中及び施工後が確認できる写真

(5) 耐震改修工事が耐震改修工事計画書に基づき施工されたことを証する建築士の氏名が記名された書面

2 報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

3 補助決定者は、代理受領を利用する場合は、第1項2号及び3号に掲げる書類に代えて、補助事業に要した経費の額から第6条の規定による決定（第7条の規定による承認を受けた場合は、当該承認）を受けた補助金の額（以下「補助決定額」という。）を控除した額の領収書の写し又はこれに類するもの（補助の対象とならない工事を含む場合には、その区分ができるようにしたものに限る。）を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、報告書を受領した場合において、報告内容を審査の上、適正と認めたときは、民間木造住宅耐震改修費補助金確定通知書（第10号様式）により補助決定者に通知する。この場合において、契約書、請求書又は領収書（以下「契約書等」という。）について、補助金の額に変更がない場合であって、申請書の見積書と相違があるときは、契約書等に係る内訳書を確認することにより、補助金の額を確定するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に民間木造住宅耐震改修費補助金支払請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金の支払請求書の提出があったときは、補助決定者に補助金を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、代理受領を行う場合は、代理受領要綱の規定に基づき、事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しく

は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けた場合
 - (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反した場合
 - (3) 補助金を交付の目的以外に使用した場合
 - (4) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合
- (書類の保管)

第14条 補助決定者は、補助金の交付に関する書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

2 一段目耐震改修工事事業の補助決定者は、二段目耐震改修工事事業が完了するまで、一段目耐震改修工事事業に関する書類を保管しなければならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第15条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第6条、第9条関係）

補 強 工 事 等

工事区分	耐震補強工事	耐震改修設計	附帯工事
調査		(1) 耐震精密診断 (2) 地盤調査	
耐震改修計画の 作成等		(1) 改修設計 (2) 工事監理	
総合判定において必要耐力（ Q_r ）を低減させることを目的とした工事	地盤改良工事		(1) 屋根工事 (2) 木造躯体工事（屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの） (3) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (4) 撤去部分の復旧工事
総合判定において建物の強さ（ P ）の評価を向上させることを目的とした工事	(1) 木造躯体工事 (2) 基礎工事（土工事を含む。）		(1) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (2) 撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
総合判定において劣化度（ D ）の評価を向上させることを目的とした工事			(1) 木造躯体工事（劣化部材の取替え） (2) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建設設備を含む。）

			(3) 撤去部分の復旧工事 (造作・左官・内外装・ 建具・塗装・建築設備 の工事)
その他の補強工 事	上記のほか、耐 震性能を向上 させるものと して市長が認 める工事		上記のほか、耐震性能を 向上させる工事に附帯す るものとして市長が認め る工事

別表第2（第5条関係）

補助金対象経費	耐震改修工事に対する助成額	補助金の交付金額
耐震改修工事業に要する経費	次に掲げる額の合計額 (1) 補助金対象経費のうち耐震補強工事費及び附帯工事費の額（120万円を限度とする。） (2) 補助金対象経費のうち精密診断法による耐震補強設計費の3分の2の額（20万円を限度とする。） (3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額	助成額から第3号の額を差し引いた額とする。ただし、その額が120万円（耐震改修設計が精密診断法によるものは140万円）に満たない場合で、かつ1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
一段目耐震改修工事業に要する経費	次に掲げる額の合計額（60万円を限度とする。） (1) 補助金対象経費のうち耐震補強工事費及び附帯工事費の5分の4の額 (2) 補助金対象経費のうち耐震補強工事費、附帯工事費及び耐震改修設計費の総額から前号の額を減じた額	助成額とする。ただし、その額が60万円に満たない場合で、かつ1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
二段目耐震改修工事業に要する経費	次に掲げる額の合計額 (1) 次に掲げる額の合計額（30万円を限度とする。） ア 補助金対象経費のうち耐震補強工事費及び附帯工事費の5分の4の額 イ 耐震補強工事費、附帯工事費及び耐震改修設計費の総額からアの額を減じた額 (2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額	助成額から第2号の額を差し引いた額とする。ただし、その額が30万円に満たない場合で、かつ1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。